

船夫ハ任意ニ他店ノ貨物運送ニ從事スルニ是支ナレバ此ノ場
 合船夫繋留場所ヲ指定ニ報告スルコト但シ將來事業主ニ於
 テ事業擴張ノ場合ハ當店ノ貨物回漕ノ命ニ従フコト
 右解決ニ對シ船夫代表ハ全員ニ諮リ一同異議ナクシテ承認シ
 午後三時三十分無事解散セリ
 右及中(通)報候也

勞務第三四一。節

昭和六年七月二日

警視總監 高橋守雄

6.8.1.
 2790

内務大臣 安達謙藏 敬啟
 社會局長 官殿
 神奈川縣知事 敬啟

生又ノハ
 用労働者ニ
 三議参加者ニ
 関係労働組合 関係各

東京合同運送株式會社錦糸町支店労働者之組合ニ付

要旨 1. 事業不振ノ為メ十九日付ヲ以テ十一名ノ船夫ヲ解雇セリ
 2. 同船夫側ニ於テハ東京労働者組合ノ支援ニ得テ解雇手當四ヶ月分ノ要求ヲナス
 3. 標記労働發生ノ場合 東京市本所ニ錦糸町三九九番地
 4. 事業主側